

実施段階に入った無形文化遺産保護条約

宮田 繁 幸

はじめに

2007年・2008年と、「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」¹⁾・「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2」²⁾として、無形文化遺産保護条約締結及び発効に至る経緯と現状を整理し、今後の検討課題について提示したが、現在はその後の締約国総会及び2度の政府間委員会等を経て、条約は実施フェーズに踏み出している。スケジュールとしては、前稿執筆時点で想定された通りに推移しており、その意味では順調な滑り出しともいえよう。しかしその間、枠組み形成の段階の議論では明確に意識されていなかった種々の課題も浮上している。

そこで本稿では、前稿以降の経緯を整理し、現時点の問題点につき検討したい。

1. 2008年度

(1) 第2回締約国総会³⁾

2008年6月にパリのユネスコ本部で行われた第2回締約国総会には、締約国88カ国、オブザーバー38カ国、その他NGO団体などが参集した。第1回の総会参加締約国が44カ国であったことをかえりみると、2年間での本条約の急速な浸透度が窺い知れる。しかし一方で、新たな参加国が半数を占めたということは、それまでの政府間委員会等で議論され形成されてきたコンセンサスをあまり詳細に承知していない国が参加してきたということでもある。したがって、開会前は既に議論済みのテーマの蒸し返しなど、混乱も懸念された。しかし結果的には、大きな混乱もなく予定された議事は滞りなく進行したといえるだろう。

この会議での最も大きなテーマは、先にブルガリアのソフィアで採択された条約の実施に係わる運用指示書⁴⁾の決定であった。決定された運用指示書⁵⁾は、大筋では政府間委員会の原案を了承したものと見えるが、いくつかの点で字句修正が加えられたほか、第1回登録に関する過渡的タイムテーブルが追加された。すなわち、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」(以下、緊急保護一覧表⁶⁾)及び「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(以下、代表一覧表⁷⁾)の登録に関するタイムテーブルは、既に委員会原案に盛り込まれていたが、第1回の登録に関してはあまりにも各国の準備期間が短いとして、新たに過渡的(第1回のみ)に適用される)タイムテーブルが、緊急保護一覧表に関しては、指示書の18に追加され、代表一覧表については、指示書33の注として追記された。これにより、第1回登録は、緊急保護一覧表への提案締め切りが、2008年10月1日、代表一覧表へのそれが、

2008年9月30日と、通常のタイムテーブルからそれぞれ1ヶ月延長された。

これ以外には実質的追加・修正は行われなかったと言ってよく、「提案件数に制限を設けない」、「緊急保護一覧表の候補の検討は委員会により承認された助言機関等が、代表一覧表の候補の検討は委員会内部の補助組織が実施する」、等の大きな枠組みは変更なしにそのまま承認された。

この総会のもう一つ大きな仕事は、委員国の改選であった。

政府間委員会委員国は、2006年6月の第1回総会で18カ国が選出され、2006年11月の臨時総会で6カ国の追加選出が行われ24カ国で構成されている。この内の半数12カ国が改選となった。任期を終えたのは、第1グループ（西欧）のベルギー・フランス、第2グループ（中欧・東欧）のブルガリア・ルーマニア、第3グループ（ラテンアメリカ）のボリビア・ブラジル、第4グループ（アジア）の中国・日本、第5グループa（中部以南のアフリカ諸国）のナイジェリア・セネガル、第5グループb（マグレブ及びアラブ諸国）のアルジェリア・シリアである。さらに本総会では、この2年間で増加した批准国の地域的バランスに配慮して、各グループ毎の定数も見直された。すなわち定数減は、グループ2の5から4、グループ4の4から3で、定数増はグループ3の4から5、グループ5aの5から6、である。この定数配分により新しく選出された委員国は、キプロス・イタリア（第1）、クロアチア（第2）、キューバ・パラグアイ・ヴェネズエラ（第3）、韓国（第4）、ケニア・ニジェール・ジンバブエ（第5a）、ヨルダン・オマーン（第5b）となった。この地域的バランス重視という考え方は、枠組み形成過程の当初から再三強調されてきたもので、この後の運用に関しても大きな影響力を持つようになる。

さらに、かねて公募し、政府間委員会中の補助組織で検討を加えていた無形文化遺産保護条約のエンブレムが投票により決定された。このエンブレム作成は、第1回臨時政府間委員会（2007年5月成都）において決議されたもので、その後第2回委員会（2007年9月 東京）において、エンブレム選定のためのガイドラインの策定、及び事前検討に当たる補助組織が設置された。これらに基づき、2007年11月から2008年3月までに、国際公開コンペティションとして提案が募られ、101カ国の1297名から出された提案の中から、補助組織がもっともこの条約の精神を反映していると判断した7候補⁸⁾をこの総会に提出したものである。投票の結果選出されたのは、クロアチアのDragutin Dado Kovačević氏によるデザイン⁹⁾であった。

なお、このエンブレム使用に関する規約等は、次回の政府間委員会の討議事項とされた。

（2）一覧表に対する第1回候補提案

6月の総会で定められたタイムスケジュールに従って、各国からの代表一覧表（34カ国から111件）、緊急保護一覧表（9カ国から15件）への提案がなされた。

日本からは、14件が代表一覧表へ提案されたが、その経緯をすこし詳しく見てみよう。

すでに文化庁は、「無形文化遺産保護条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項」、「無形文化遺産保護条約第16条1に定める「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが適当と思われる我が国の無形の文化遺産の候補に関する事項」、「その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項」を調査するため、2007年11月に文化審議会の中に無形文化遺産保

護条約に関する特別委員会を設置し、同年12月に開催された第1回同委員会において無形文化遺産保護条約に対する我が国の基本的対応¹⁰⁾が以下のように決定された。

①目録の作成について

現在、我が国において、国が責任をもって作成し、その内容を正確に把握している一覧は、国の指定・選定に係る重要無形文化財、重要無形民俗文化財、及び選定保存技術の各一覧であり、これらを目録として取扱う。

②「代表一覧」への提案について

我が国が、文化財保護法に基づき、国として、その重要性について認知し、その保護措置を図っていることを勘案すると、国の指定・選定に係る、

- ・重要無形文化財
- ・重要無形民俗文化財
- ・選定保存技術

を対象とする。

③提案候補の選定方法等

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会が、下記について調査を行う。

- ・条約の実施に当たっての基本的考え方
- ・代表一覧への記載に係る提案候補の選定

調査に基づき、文化財分科会に提案候補を報告する。

④提案書の作成

文化財分科会の審議結果に基づき、文化庁において提案書を作成する。

関係する地域における文化財保護の推進が図られるよう、提案書の作成に当たっては、提案候補の属する都道府県の協力を得る。

⑤我が国から代表一覧に提案するための審査基準

無形文化遺産保護条約第2条2の各号に定めるもののいずれかに該当するもの。

- (a)口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b)芸能
- (c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d)自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e)伝統工芸技術

代表一覧に記載されることによって、その無形の遺産の存在が明確になり、その重要性についての理解が深まり、また、文化の多様性を尊重する対話が奨励されるものであって、もって日本国民の文化的多様性を国外に示し、日本国民の創造性を証明するもの。

国が、その保護に関与し、直接的・間接的に保護の措置を図っているもの。（文化財保護法による国の指定・選定に係るものが考えられる。）

提案することについて、関係のある保護団体等の同意が得られているもの。

ユネスコ事務局に提出する目録（国の指定・選定に係る重要無形文化財一覧、重要無形民俗文化財一覧、及び選定保存技術一覧）に記載されているもの。

⑥「危機一覧」への提案について

- ・本一覧表は、無形文化遺産の保護に関する法的・財政的な保護措置が図られていない国の貴重な無形文化遺産が消滅しないよう、国際的な枠組みで緊急に保護を図ることを目的としている。
- ・このため、昭和25（1950）年の文化財保護法制定以来、国により、国際的な水準よりもはるかに高い保護措置が図られている我が国においては、保護のために国際的援助を求める必要性のある案件は認められないため、本一覧に提案することは当面行わない。

この基本方針に従い、さらに特別委員会の討議を経て、2008年7月第1回の日本からの提案候補が文化財分科会で決定され、公表された¹⁴⁾。

その際まず提案に当たっての以下のような基本的考え方が明らかにされた。

- ① 我が国は、既に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、国として、重要性の高い無形文化遺産に関しては、重要無形文化財、重要無形民俗文化財又は選定保存技術として指定・選定し、保護措置を講じている。

一方、「代表一覧表」の作成目的（無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上の確保並びに文化の多様性を尊重する対話の奨励）に照らし、かつ、手続的にも、運用指示書においては、政府間委員会の下に設置される補助組織（委員国で構成される）によって提案候補と記載基準との適合に係る検討が行われることとされており、専門機関による価値の評価は行われないことから、「代表一覧表」に記載される無形文化遺産はあくまで代表例である。

以上のことから、「代表一覧表」への記載の有無は、我が国の無形文化遺産の価値に何ら影響を及ぼすものではない。

- ② 「代表一覧表」への記載に係る我が国の提案候補は、第1回の文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会です承された「(2)「代表一覧」の対象となる我が国の無形文化財等」及び「(5)我が国から代表一覧に提案するための審査基準」に基づき、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術を対象とし、その中から順次選定を行い、将来的には、記載基準に適合し提案可能なもの全てが「代表一覧表」に記載されることを目指すこととする。
- ③ 「代表一覧表」への記載に関して、各国からの提案件数については上限が設けられないこととなった。しかしながら、ユネスコへの提案書作成においては、提案に係る様々な関連資料の作成等相当程度の業務量が見込まれることから、一回に提案する件数については一定程度の数に限定せざるを得ない。

一方で、本委員会です承された「(5)我が国から代表一覧に提案するための審査基準」の

「②代表一覧に記載されることによって、その無形の文化遺産の存在が明確になり、その重要性についての理解が深まり、また、文化の多様性を尊重する対話が奨励されるものであって、もって日本国民の文化的多様性を国外に示し、日本国民の創造性を証明するもの」を踏まえる必要がある。

そしてこれをふまえて、具体的な提案候補選定方法として示されたのが以下の条項である。

- ① 可能な限り文化的多様性を示すことができるよう、重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術のそれぞれから、選定を行うこととする。
- ② 重要無形文化財については、重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和29年文化財保護委員会告示第55号）に定められている「芸能関係」及び「工芸技術関係」に分けて提案を行う。なお、当面は、提案書作成に当たって資料提出等の協力を得られやすい総合認定又は保持団体認定がなされているものから選定する。各個認定のみなされているものについては、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- ③ 重要無形民俗文化財については、文化財保護法第2条第1項第3号の規定に基づき、「風俗慣習」、「民俗芸能」及び「民俗技術」に分けて提案を行うが、「民俗技術」については、平成16年に追加され、「風俗慣習」、「民俗芸能」と比較して、指定件数も極めて少ないことから、当面は提案を見送り、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- ④ 選定保存技術については、原則として、各々の技術・技能について提案を行うが、相互に関連性が高い技術・技能で保存団体が同一の場合等、一括して提案を行うのが適当と考えられるものについては、個別に検討を行っていく。保持者認定のみなされているものについては、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- ⑤ 重要無形文化財及び重要無形民俗文化財に関しては、さらに、下記の i～iii のように、文化財の特徴及び指定件数を考慮して、いくつかの区分を設定し提案候補を選定する。その選定順については、原則として、指定順（指定年月日が同一の場合は、官報告示の掲載順）によることとする。なお、重要無形民俗文化財に関しては、指定年月日が同一であるものが複数存在する場合には地域バランス等を考慮する。
 - i. 重要無形文化財の「工芸技術関係」においては、「染織」及び「陶芸、漆芸、手漉和紙」の2つに区分する。第1回提案に関しては、「芸能関係」から1件、「工芸技術関係」からは、「染織」及び「陶芸、漆芸、手漉和紙」からそれぞれ1件を提案候補とする。
 - ii. 重要無形民俗文化財の「風俗慣習」については、「祭礼（信仰）」、「年中行事」及び「娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識）」の3つに区分する。

第1回提案に関しては、他の区分と比較して指定件数が多い「祭礼（信仰）」からは2件、他の区分からは1件を提案候補とする。
 - iii. 重要無形民俗文化財の「民俗芸能」については、「神楽」、「田楽」、「風流」、「渡来芸・舞台芸」及び「語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的」の5つに区分する。

第1回提案に関しては、上記の5つの区分からそれぞれ1件を提案候補とする。

- ⑥ 上記の選定方法に基づき、提案候補を選定し、提案書作成等の準備を進めていくこととする。ただし、提案の前提となる関係保護団体等の同意が得られない場合や、行事の日程等により提案書作成に必要な資料の提供が困難であり準備が整わない場合には、次回以降に想定される提案候補の中から順次繰り上げて提案を行っていくこととする。

なお、上記の選定方法を明確にすることによって、第2回以降の提案候補となり得る関係保護団体等やそれらが所在する地方公共団体が自らに係る提案書作成の時期を大まかに把握し、それに係る事前準備を円滑に実施できる環境を整える効果も期待される。

- ⑦ なお、本年6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、これを受け、政府において「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識」が示されたところである。第1回提案において、日本の文化的多様性をより一層示す観点から、上記の枠組みとは別に、「アイヌ古式舞踊」（昭和59年指定）を「代表一覧表」への記載の提案候補として選定することとする。

この方法により、提案された具体的な14件は、以下の通りとなった。

重要無形文化財 3 件

芸能：雅楽

工芸技術：小千谷縮・越後上布、石州半紙

重要無形民俗文化財 9 件

風俗・慣習

祭礼：日立風流物（茨城）、京都祇園祭の山鉦行事（京都）

年中行事：甌島のトシドン（鹿児島）

娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識）：奥能登のあえのこと（石川）

民俗芸能

神楽：早池峰神楽（岩手）

田楽：秋保の田植踊（宮城）

風流：チャッキラコ（神奈川）

渡来芸・舞台芸：大日堂舞楽（秋田）

語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的：題目立（奈良）

選定保存技術 1 件

木造彫刻修理

特別枠

アイヌ古式舞踊（北海道）

この第1回提案から明確なのは、国が価値づけた重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術、により構成される日本の無形文化遺産は、すべて潜在的には代表一覧表の候補であり、提案の

順序はある意味機械的に説明されると言うことである。これは、有形の世界遺産とは明確に異なる提案方法であり、提案順をめぐる国内各地からの異論を、あらかじめ予想し対処したものといえるだろう。事実この候補が公表された際、特に目立った反対意見はなく、概ね各地各界で歓迎されたと評価しうる。その意味で日本においては、この第1回提案はこの段階では成功したといえよう。

(2) 第3回政府間委員会¹²⁾

第3回政府間委員会は、トルコのイスタンブールにおいて2008年11月4日から8日にかけて開催された。この会議の冒頭では、「人類の口承及び無形遺産の傑作」90件の、代表一覧表への統合が発表され、形式的には本条約の実施の第一歩が記されたといえる。

さてこの委員会での実質的討議議題は、エンブレムの使用に関する運用指示書、可視性に関する運用指示書、無形文化遺産基金の原資増加に関する運用指示書、NGOの認定、緊急保護一覧表及び国際援助要請に対する検討手続き、代表一覧表検討のための補助組織設置、であった。このうちで特に重要と思われるのは、具体的に代表一覧表の検討を行う補助組織が発足したことであろう。

代表一覧表記載のための各国提案候補を検討する補助組織設置は、東京における第2回政府間委員会での決定に基づくものであり、各国からの提案案件を検討し、委員会に報告する重要な役割を担う。そのメンバーの選出は、地域グループ毎に話し合いで決められ、第1グループからはトルコ、第2グループからはエストニア、第3グループからはメキシコ、第4グループからは韓国、第5 aグループからはケニア、第5 bグループからはアラブ首長国連邦が、それぞれ選出され、さらに議長国はエストニア、書記をケニアが務めることが決定された

その後この補助組織は、第1サイクルで各国から提出された提案候補に関する検討を実施し、その報告が第4回の政府間委員会でなされることになった。

2. 2009年度

(1) 第4回政府間委員会¹³⁾

第4回政府間委員会は、アラブ首長国連邦のアブダビにおいて2009年9月28日から10月2日にかけて開催された。実質的討議議題としては、無形文化遺産に対する意識向上に関する運用指示書、エンブレムの使用に関する運用指示書、無形文化遺産基金の原資増加に関する運用指示書、途上国からのNGOの貢献を促進する手法、2万5千ドルを上限とする国際援助要請への評価、無形文化遺産基金原資使用に関する計画案、人類の無形文化遺産代表一覧表への提案候補の評価と記載決定、緊急保護一覧表への提案候補の評価と記載決定、条約の原理を最もよく反映したプログラム等¹⁴⁾ (以下、グッドプラクティス) への提案に関する評価と承認、2010年の緊急保護一覧への提案候補検討者の選出、2万5千ドルを上限とする国際援助要請検討者の選出 (及びその選出に関するガイドライン案)、運用指示書の改訂、であった。いうまでもなく中心となったのは、代表一覧表、緊急保護一覧表¹⁵⁾、及びグッドプラクティス、の評価と記載決定・承認である。既に前回のイスタンブールの政府間委員会において、「人類の口承及び無形遺産の傑作」90件の代表一覧表への統合が発表され、形式的には実施

段階に入っているとはいえ、それは既に条約上明記された事項であり、各国の関心は、第1サイクルで提案された案件がどのように評価され記載されるかにあったからである。

まず代表一覧表に関しては、各国から記載提案のあった76件が、評価の結果すべて記載されることが決定した。この過程だけを見ると、各国の希望がすべて通ったように見えるが、これにはからくりがある。前述したように、第1サイクルで提案のあった案件は111件であった。そのうち35件に対して、補助組織は既に基準に合致せずとの判断を示し、それに従って事務局から35件の提案各国に対して、提案を取り下げよう強い希望が伝えられていた。取り下げずに政府間委員会の場で記載不適格の判断が下ると、運用指示書の28により、4年間は再提案が認められないため、結果的に各国はこの事務局の意向を受け入れたのである。日本の場合、14件の提案のうち、「木造彫刻修理」1件が不記載相当とされたが、取り下げ時期が最も遅かったため、この政府間委員会の最初の段階でのワーキングドキュメントでは、不記載が相当であるとして、残されていた。

今回のこのような処理には、いくつか理由があると考えられるが、まず第1回の代表一覧表の記載に当たって、記載すべきか否かの実質的議論を政府間委員会で行うことを避けたいという思惑があったであろう事は想像に難くない。政府間委員会は、限られた日程の中で多くの議題をこなさなければならず、議論が紛糾して時間が大幅に超過することは運営上避けたいところであろう。さらに世界が注目する代表一覧表の公表にあたって、各国提案の約3分の1が不記載となるという状況は、条約実施の実質的スタートとして好ましくないという判断もあったように思う。ともあれ、各国が事務局に従い提案を取り下げたことで、政府間委員会は、半ば機械的に補助組織の判断を承認する儀式的な場となった。

このように不記載案件に関しては、個別の議論が行われなかったため、個々について補助組織においてどのような点が問題視され、不記載の報告となったのか、提案当事国以外には一切知らされない結果となった。このことは、今後の条約実施の上では、少なからぬ問題ではなからうか。問題となった点の共有化がなされないと言うことは、今後の提案においても同様のことが浮上してくる可能性が強い。今回はスタート時という事情があったにせよ、このような処理に関しては疑問を感じざるを得ない。こうしたことが慣例となると、補助組織は検討は行うが評価と決定は政府間委員会が行う、というこれまで合意されてきた原則が、実質的に揺らぐことにもつながりかねないのである。第2回目以降もこのようなやり方となるのか、注目していきたい。

次に緊急保護一覧表に関しては、9カ国からの15件の提案の内、12件の記載が決定された。緊急保護一覧表提案の検討は、案件毎に割り振られた複数の検討者（助言機関として承認されたNGO等）により検討がなされ、その記載に関する提案がなされたが、委員会の場では個々に大きな議論となることはなかった。これまでの委員会を通じて、この条約の最も重要な一覧表は緊急保護一覧表であるとされ、運用指示書上の序列も代表一覧表の上位におかれているにもかかわらず、提案件数や各国の関心は比較的薄く、現実と理念が乖離している状況が明らかとなった。これは条約実施全体に係わる大きな問題であり、詳しくは後述する。

グッドプラクティスに関しては、3カ国からの5件の提案の内、ボリビア・チリ・3国の共同提案‘Safeguarding intangible cultural heritage of Aymara communities in Bolivia, Chile and Peru’、インド

ネシアの ‘Education and training in Indonesian Batik cultural heritage for elementary, junior, senior, vocational high school and polytechnic students in collaboration with Batik Museum in Pekalongan’、スペインの ‘Centre for traditional culture - school museum of Pusol pedagogic project’、の3件が承認された。このグッドプラクティスに関しても、無形文化遺産の保護促進という条約の趣旨からして、より多くの提案が望まれている。

さて、以上のように一覧表の記載決定及びグッドプラクティスの承認により、条約実施の実質的スタートを切るという第4回政府間委員会の目的は、ほぼ達成されたといえる。しかし一方この過程で、今後に係わる大きな問題も表面化してきた。具体的には、提案件数に対する事務局及び補助組織の対応能力の問題、地域的アンバランスの問題、代表一覧表への関心の偏り、等である。これらに対しては、補助組織からの提言を受ける形で、事務局は運用指示書の改定案を本委員会に提出した。これに関する議論が今委員会で最も白熱したものであり、現在に至るまでその根本的解決を見ていない。その詳細に関しては、次に詳しく述べたい。

3. 現在における問題点

(1) 第4回政府間委員会における運用指示書改訂案の提議

今回の運用指示書の改定案¹⁶⁾は、主に代表一覧表の検討にあたった補助組織からの提言¹⁷⁾を受けて事務局が作成したものであり、その要点は、1回のサイクルにおける各国提案件数の上限の設定、政府間委員会における評価対象件数の総数制限、多国間提案の促進、であった。

具体的には、「各国の代表一覧表への提案を1サイクルあたり3件までとする」、「委員会の評価対象件数を100件までとし、提案件数がそれを超える場合は未記載国を優先的に評価する」、「多国間提案を推奨し、これを各国3件の制限外とする」といった内容であった。これは、第1回に111件、2009年8月末に締め切られた第2回は146件と、当初の予想を超える提案があったため、現行の手続きでは、物理的に処理不可能になるという事務局側の事情であった。そもそも事務局は、第2回の東京における政府間委員会の際にも、事務処理能力の限界を理由に提案件数の上限設定を試みたが、委員国から、それまでの合意事項を無視するものであるという強い反発を受け、運用指示書には件数制限が記されなかったという経緯がある¹⁸⁾。今回は、実際の検討を行った補助組織からの提言を受けるという形ではあったが、再び同じような提議を行ったことになる。

ただし第2回と比べて異なる状況としては、処理能力に加え、提案国の地域バランスの偏りも論拠になっている点であろう。補助組織は、特にこの地域バランスの偏りを問題視し、その是正を強く訴えた。具体的には、第1回に提案のあった111件のうち61件が第4グループ（アジア・太平洋地域）から提案されており、他地域と著しくバランスを欠くと指摘されたのである。しかし、補助組織以外の委員国の大半は、現時点で、国毎の提案件数にせよ、委員会の評価対象総数にせよ、運用指示書に具体的な件数制限を盛り込むことには強い反対が示された。その主張の骨子は、「事務局及び補助組織の第1回提案候補検討にはらった労力は多とするものの、件数制限を設けることは、代表一覧表の基本的性格に係わる問題である。これは、今まで積み重ねた無形文化遺産の等価値性やオープンエン

「下な一覧表の性格の再検討を十分重ねた上で考えるべきものであり、1回のサイクルでそのような方向性を打ち出すことはあまりにも拙速である」、といったものであった。

結局事務局の件数制限案は今委員会では採択されず、運用指示書の改訂は部分的なものにとどまった。しかし現実に生じている問題点の対策として、今後委員会としてワーキンググループをもうけ、第3回の締約国総会（2010年6月）までに必要な改善案等について議論を重ねることが決議に盛り込まれた。また、第2回の提案候補が146件に上ることから、その検討に関して事務局及び補助組織から強い要望が出され、例外的措置として第2回の検討に関しては、いまだ記載案件のない国からの提案、及び多国間の提案を優先的に取り扱う旨の文言が決議された。

（2）現状の問題点

委員会においては、件数制限の明文化が阻止されたのであるが、その後の展開は予断を許さない。おそらく事務局は、委員会決議の第2回検討における「優先順位」の考え方を拡大解釈して、複数提案国、とりわけ第1回に多くの記載案件を持つ第4グループに対し、実質的件数制限を求めてくることが考えられる。その際論拠となるのは、事務処理能力というよりむしろ、代表一覧表における地域的アンバランスの是正という主張であろう。

確かに、第1回の代表一覧表では、第4グループ、特に中国・韓国・日本という東アジア3国の記載が突出しており、潜在的に豊かな無形文化遺産を持っているはずのアフリカ諸国に大差をつけている。この傾向が2回目以降も続けば、代表一覧表の大半が東アジアの無形文化遺産というアンバランスな状況が、一時的にせよ生じる危惧は否めない。こうした状況の基本的な原因は、既に国家レベルで無形文化遺産の保護施策を実施し、国内目録が整備されている国が東アジアに集中しているという事にある。つまりこの是正のためには、無形文化遺産保護で先行している国の提案を制限することではなく、提案のための体制やリソースの足りない国々に対し、積極的な援助を行い、少ない地域の提案件数を増やしていくことが王道である。もちろん先行する国々も、そのアドバンテージにおごることなく、他地域への一定の配慮は必要であるが、それを極端な件数制限として課すのは、本来多様な人類の無形文化遺産の可視性を促進するという代表一覧表の目的からして、問題ではないだろうか。

現実問題として、補助組織及び事務局のマンパワー及び可能な作業時間から見て、件数無制限方式が永遠に続くとは考えにくい。しかしスタート直後の現在、件数制限というある意味一番安易な方法への逃避は、結局この条約の精神そのものをゆがめてしまうことになりはすまいか。そのまえに、事務局及び補助組織の行った作業を検討仕分けし、その負担軽減方法を模索すべきである。今後この問題がどういう決着を見せるのか、決して予断を許さないが注目していきたい。

また、緊急保護一覧表と比べた代表一覧表偏重の問題が表面化していることも重要である。第4回政府間委員会までは、緊急保護一覧表こそが条約の最重要リストであり、国際的援助の対象たり得るものであるから、締約国のかなり多くの国々から、とりわけ途上国からは、緊急保護一覧表への提案が多く出されるのではないかと予想されていた。しかし実際に蓋を開けてみると、予想外に提案が少なく、むしろ代表一覧表が第1リストであると受け取られかねない状況が生じている。これについては、国際援助の対象たる緊急保護一覧表の方が厳格に審査されるため、その提案文書の作成も簡単で

はないということもあるだろう。またなにより、そういった潜在的な危機を内包している無形文化遺産の所在国は、当然のこととして保護体制の構築が十分でなく個々の無形文化遺産の現状把握にも時間がかかる、といったことも影響していると思われる。この改善のためには、代表一覧表の地域アンバランスの解消と同様に、国際的に対象国のキャパシティビルディングに対する積極的な支援を実施することが必要であろう。また、必ずしも国際援助対象国とは見なされない国々（日本もその一つであるが）も、条約の精神の可視化のため、一種の呼び水として緊急保護一覧表への提案を行っていくことも、中期的には有効ではないだろうか。

結びにかえて

以上のように、無形文化遺産保護条約はいくつかの大きな問題を抱えつつも、そのスタートを切った。条約の制定、発効、締約国の増加、と予想以上に急速にその存在感を増した本条約であるが、実際の実施過程に入って、今後はその理念の実現性、有効性が厳しく問われて行く段階に入る。もはや試行錯誤が許される期間はそう長くはないはずである。

今後の安定的な運用に向けて、次期締約国総会、並びに第5回政府間委員会の果たす役割は大きく、日本の貢献も求められていく事であろう。日本の無形文化遺産保護に関わるものの一人として、今後自らを中心課題として、その推移を注視していきたい。

《注》

- 1) 『無形文化遺産研究報告』第1号 東京文化財研究所無形文化遺産部 2007.03.30
- 2) 『無形文化遺産研究報告』第2号 東京文化財研究所無形文化遺産部 2008.03.30
- 3) 全決議は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00407-EN.doc> 参照
- 4) 前稿までは、“Operational Directives”を「運用指針」と訳していたが、その後文化庁の用語として「運用指示書」に統一されたため、これに従う
- 5) 採択された運用指示書は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00407-EN.doc>のpp.4-pp.30参照
- 6) 前稿まで“Urgent Safeguarding List”を、「危機リスト」と訳していたが、文化庁の用語が「緊急保護一覧表」に統一されたため、これに従う
- 7) 前稿までは“Representative List”を「代表リスト」と訳していたが、文化庁の用語が「代表一覧表」に統一されたため、これに従う
- 8) 7候補に関しては、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00385-EN.pdf> 参照
- 9) 採択されたエンブレムデザインは、<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00135> 参照
- 10) 詳細は、http://kodomobunka.go.jp/bunkashingikai/hogojouyaku/01/pdf/siryou_5_1.pdf 参照
- 11) 詳細は、http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/soukai/47/pdf/shiryo_4_4_2.pdf 参照
- 12) 全決議は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/00450-EN.doc> 参照

- 13) 全決議は、[http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-
Decisions.doc](http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-Decisions.doc) 参照
- 14) 原文は、“programmes, projects and activities as best reflecting the principles of the Convention”
- 15) 一覧表に関する詳細情報は、
<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?pg=00011&inscription=00003> 参照のこと。ここでは個々の案件に関する提案書を含めたドキュメント類、写真・ビデオ類が参照可能
- 16) 詳細は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-19-EN.doc> 参照
- 17) 詳細は、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-INF.6-EN.doc> 及び、<http://www.unesco.org/culture/ich/doc/src/ITH-09-4.COM-CONF.209-13-Rev.2-EN.pdf> 参照
- 18) 「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成 2」『無形文化遺産研究報告』第 2 号 東京文化財研究所無形文化遺産部 2008.03.30 pp.8参照

[Summary]

Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage Now in Its Implementation Phase

MIYATA Shigeyuki

In “Formation of an International Framework for the Protection of Intangible Cultural Heritage” (2007) and “Formation of an International Framework for the Protection of Intangible Cultural Heritage 2” (2008), the present author clarified the background that led to the adoption and effectuation of the “Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage” and the conditions surrounding the Convention. The two previous papers also pointed out future challenges of the Convention. Since the publication of the two papers, the Convention has been discussed and studied on several occasions, including at UNESCO’s General Assembly and two meetings of the Intergovernmental Committee. Currently, the convention has entered its implementation phase. In terms of schedule, since the procedures the Convention has followed so far are what were expected at the time the two earlier papers were written, it would be safe to say that a good start has been made. Meanwhile, there have surfaced various problems that were not clearly recognized when the framework was established.

The current paper surveys the process of the establishment of the framework, which took place before the two previous papers were written, and considers the current problems surrounding the Convention, which has entered its implementation phase that includes registration of its representative list.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 4
2010

Publisher:
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第4号

平成22年3月26日印刷

平成22年3月31日発行

編集 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員 無形文化遺産部長 宮田 繁 幸
無形文化財研究室長 高 桑 いづみ
音声・映像記録研究室長 飯 島 満

発行 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 2010

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo